
観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」
広島県
取扱マニュアル
＜ボランティア活動参加者版＞

Version 18/10/25 12:00

1. はじめに

本書は、観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」における支援金の支給手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	2
2. 観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」について	3
3. 申請手続きについて<ボランティア活動参加者版>	5
4. 事務局連絡先	8
5. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	8

■別添資料

(ボランティア活動促進事業用：ボランティア活動参加者向け)

- ・ 様式 7 申請書兼請求書
- ・ 様式 8 個人情報同意書
- ・ 様式 9 宿泊証明書
- ・ 様式 10 活動参加証明書
- ・ 様式 11 行程表

2. 観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」について

(1) 概要

観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」（以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、広島県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（支援金の支給）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。「周遊旅行促進事業」と「ボランティア活動促進事業」、「代替交通手段の活用による旅行促進事業」の 3 事業があります。

(2) 対象となる事業内容

周遊旅行促進事業で支援金を受けるためには、**A：旅行者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型）・手配旅行に参加する場合、B：旅行者自身が支援金を申請する場合及び C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）の 3 種類**があります（3つの方法を重複して利用することは、二重助成となるため禁止します）。

A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合） 申請者：事業者

B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合） 申請者：旅行者

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（以下、当該地域）において、**広島県を含む合計 2 泊以上の連続した宿泊**のうち、広島県内での**宿泊に係る料金に対して**支援金を支給します。

C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合） 申請者：事業者

当該地域において、広島県を含む合計 2 泊以上の連続した宿泊で、県指定宿泊施設が割引価格で宿泊サービスを提供した場合、その割引額に対して支援金を支給します。

D：ボランティア活動促進事業 申請者：ボランティア活動参加者

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた地域を支援するため、ボランティア活動に参加する方が**広島県内で連続した 2 泊以上の宿泊を行い、かつ、広島県内でボランティア活動に参加する場合、ボランティア活動に従事した前日または当日の宿泊（活動 1 日に対して宿泊 1 日分）**に係る料金に対して支援金を支給します。ただし、ボランティア活動日を含む一連の行程のうち、活動が伴わない宿泊についても、延べ 5 泊／人を上限に支援します。**活動後にボランティア活動参加者自身で支援金を申請する必要があります。**

E：代替交通手段の活用による旅行促進事業 申請者：事業者

平成 30 年 7 月豪雨による風評被害の影響の解消に向けて、地域の観光を支援するため、公共交通事業者等（レンタカー事業者を含む）が、当該豪雨による被害を受けた地域に発着する代替的交通手段を用意し、かつ正規料金等と比較して低廉な料金を設定した場合に、当該正規料金等との差額を支援します。公共交通事業者等は**事前に計画申請書を事務局に提出し、広島県による計画承認を受ける必要**があります。計画承認を受けた公共交通事業者等は**代替輸送を実施した後に、支援金を請求**します。

(3) 支援金額

A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合）、B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合）、C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）、D：ボランティア活動促進事業は一人泊当たり6,000円を上限（宿泊料金が消費税・入湯税を含まず6,000円以下の場合、その額が上限となります）として支援金を支給します。

また、広島県の支援上限は、A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合）は、1人当たりの延べ宿泊の上限なしです。B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合）は、1人当たり延べ5泊までです。C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）は、1人当たりの延べ宿泊の上限なしです。D：ボランティア活動促進事業は、1人当たりの延べ宿泊の上限なしですが、活動が伴わない宿泊については、1人当たり延べ5泊までです。E：代替的交通手段の活用による旅行促進事業は、正規運賃の40%です。

なお、支援金は予算の範囲内での支給となります。請求時（代替的交通手段の活用による旅行促進事業の場合は計画申請時）に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算についてはWEBサイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

A：周遊旅行促進事業（割引された企画旅行・手配旅行に参加する場合）、B：周遊旅行促進事業（旅行者自身が支援金を申請する場合）、C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）、D：ボランティア活動促進事業の対象期間は、平成30年9月21日（金）以降に予約された、平成30年10月1日（月）から平成31年1月31日（木）までになされた宿泊（平成31年2月1日（金）チェックアウト）です。

E：代替的交通手段の活用による旅行促進事業は平成30年8月31日（金）から平成31年1月31日（木）までになされた代替輸送です。

※8月28日から9月20日までにされたご予約分または8月31日から9月30日（日）までの宿泊分については、8月31日 Version の「11 府県ふっこう周遊割」マニュアルをご参照ください。

(5) 対象となる宿泊施設

広島県内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。また、C：周遊旅行促進事業（旅行者が指定宿泊施設に宿泊する場合）については予め広島県へ申請し、指定を受けた施設に限ります。

(6) 注意事項

- ・ 支援金の支給対象は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・ **B、D の場合、支援金は旅行者、またはボランティア活動参加者による後述の「3.申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。**
- ・ 各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば A:周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合）における割引された企画旅行の場合、「観光で西日本を元気に！！「13 府県ふっこう周遊割」広島県周遊旅行促進事業における 6,000 円の支援が反映されています」などの表記が一案となります。
- ・ 各種ポイント割引との併用も可能ですが、**ポイント利用後の金額が宿泊料金（税抜）になります。**ポイント利用後の金額が 6,000 円以下となる場合は、その金額が支援金の上限となります。
- ・ 子供も大人と同様に対象となりますが、「施設使用料」、「ふとん代」、「飲食代」などは支援金の支給対象外となります。

3. 申請手続きについて〈ボランティア活動参加者版〉

(1) 概要

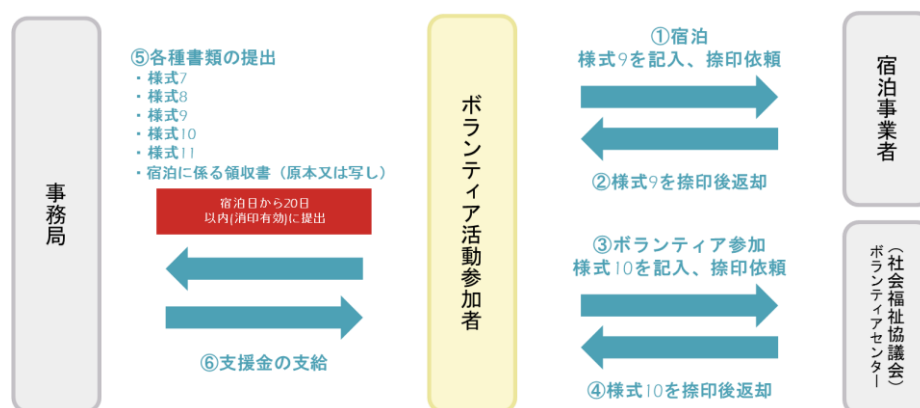
支援金の支給を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

D：ボランティア活動促進事業の手続き

※ボランティア活動参加者自身による手続きが必要です。

※広島県内で2連泊以上の宿泊を行い、かつ、広島県内でボランティア活動に参加する場合、活動に従事した前日または当日の宿泊（活動1日に対して宿泊1日分）に係る料金に対して宿泊数の上限なく支給します。また、活動日を含む一連の行程のうち、活動が伴わない宿泊についても、延べ5泊/人を上限に支援します。

【書類提出の流れ 広島県 ボランティア活動参加者版】



1. ボランティア活動参加者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **20日以内（消印有効）** に事務局へ提出（郵送のみ）してください。特に、「**様式9 宿泊証明書**」、「**様式10 ボランティア活動参加証明書**」については**宿泊施設及び、ボランティアセンターの捺印が必要になります**。ボランティア活動参加当日に宿泊施設及び、ボランティアセンター（社会福祉協議会）へお持ちください。

- ・様式7 申請書兼請求書
- ・様式8 個人情報同意書
- ・様式9 宿泊証明書原本

※予約日および宿泊日ごとの宿泊料金が確認できるものであれば、宿泊施設独自の宿泊証明でも構いません。

- ・様式10 ボランティア活動参加証明書 各市町のボランティアセンター（社会福祉協議会）が捺印したものに限りです。
- ・宿泊に係る領収書（原本又は写し）
- ・様式11 行程表

2. 事務局が書類受理后30日以内に支援金を振込みます。

※書類に不備があった場合は30日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(2) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/hiroshima.html>

(3) 注意事項

支援金は予算の範囲内での支給となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがありますので、残予算についてはWEBサイトにてご確認ください。

(4) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」広島県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

※申請書類は宿泊された各県の様式で各事務局宛にご郵送ください。

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」広島県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み）

TEL：086-232-6521 FAX：086-232-1220

メール：hiroshima_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

<https://fukkou-shuyu.jp/> 随時更新を行ないます。

新着情報 [もっと見る >](#)

11月10日	2018.09.10	『同一府県、2泊以上を対象』とした条件につきましては、詳細決まり次第、当サイトにてご案内いたします。
11月10日	2018.09.05	宮内庁が「13府県ふっこう周遊割」の協賛を公認しました。